

日常生活自立支援事業・成年後見制度に関する  
**お問い合わせ窓口**

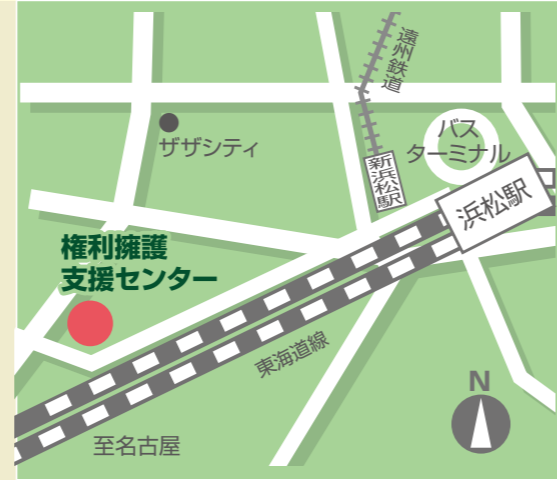
●日常生活自立支援事業について

**浜松市社会福祉協議会  
権利擁護支援センター**

TEL.053-450-7151

FAX.053-453-0608

〒432-8035 浜松市中区成子町140-8  
(福祉交流センター5F)



**西地区センター**

TEL.053-596-1730  
FAX.053-596-1738

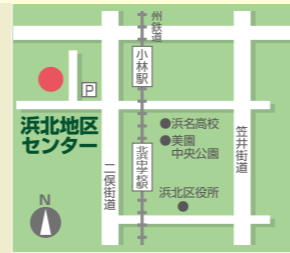
〒431-0292 浜松市西区舞阪町舞阪2701-9  
(舞阪協働センター内)



**浜北地区センター**

TEL.053-586-4499  
FAX.053-586-4909

〒434-0031 浜松市浜北区小林1272-1  
(高齢者ふれあい福祉センター内)



**北地区センター**

TEL.053-527-2941  
FAX.053-527-2945

〒431-1305 浜松市北区細江町気賀4581  
(介護予防センター内)



**天竜地区センター**

TEL.053-926-0322  
FAX.053-926-0323

〒431-3303 浜松市天竜区山東2897  
(老人憩の家やまゆり荘内)



**静岡県社会福祉協議会  
日常生活自立支援センター**

〒430-8670

静岡市葵区駿府町1-70 県総合社会福祉会館内

TEL.054-275-1760

FAX.054-251-7508

●成年後見制度・任意後見制度について

お問い合わせ先	所在地	電話・FAX番号
静岡県家庭裁判所浜松支部	〒430-8507 浜松市中区中央1丁目12-5	TEL 053-453-2414
成年後見支援センター ばあとなあ静岡	〒420-0024 静岡市葵区中町24-2 若杉ビル3F静岡県社会福祉士会	TEL 054-252-9877
成年後見センター リーガルサポート静岡	〒422-8062 静岡市駿河区稲川1-1-1 静岡県司法書士会内	TEL 054-289-3700 FAX 054-289-3702
静岡県弁護士会浜松支部 高齢者・障害者総合支援センター	〒430-0929 浜松市中区中央1丁目9-1	TEL 053-455-3009 FAX 053-452-3328

●任意後見制度の公正証書について

お問い合わせ先	所在地	電話・FAX番号
浜松公証人合同役場	〒430-0946 浜松市中区元城町219-21 第一生命ビル3F	TEL 053-452-0718 FAX 053-452-4308

日常生活自立支援事業 (地域福祉権利擁護事業)

**ホッとあんしん**



どんな  
福祉サービスが  
あるのかな...

お金の管理が  
心配だな...

公共料金は  
どうなって  
いたかな...

**あなたのくらしをサポートします**

社会福祉法人 **浜松市社会福祉協議会**

**浜松市権利擁護支援センター**

# こんな時には、この制度を!

**ご利用できる方は...** 日々の暮らしに支障がある認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等が対象になります。

● 買い物ができる  
● 契約行為を一人でするには不安が在る

● 買い物ができる  
● 重要な契約行為は一人てできない

● 買い物ができない  
● 契約行為が全くできない  
● 植物状態にある



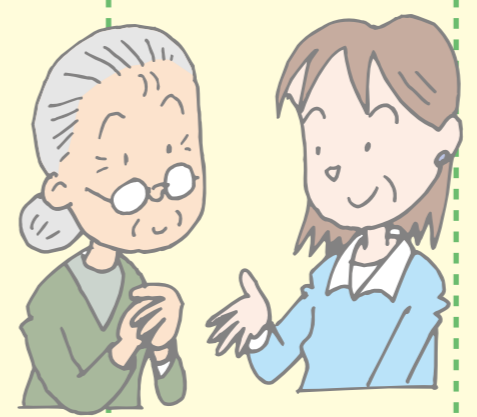
**困っていること 1**



- 福祉サービスの利用など、日常生活についての心配ごと、困りごと相談
  - 日常的なお金の出し入れ、生活費の管理
  - 預金通帳などの管理
- ・福祉サービスを使いたい利用の仕方がわからない。  
・生活費がうまく使えない。  
・ひとりで決めることが不安。  
・公共料金の支払いを忘れてしまう。  
・通帳をなくしてしまう。  
・使うはずもない高額な健康器具など頼まれるとつい買ってしまう。

**本人との契約による利用**

- ・生活支援員が定期的に訪問します
- ・福祉サービスの利用相談にのります
- ・日常生活費をお届けします
- ・通帳などを預かります



生活支援員

**日常生活自立支援事業**  
P4~6

**困っていること 2**



- 身上監護  
施設入所契約、医療契約、介護契約など
  - 財産管理  
不動産の処分、遺産分割、売買契約の締結など
- ・福祉サービスの選択や施設入所の契約の仕方がわからない。  
・認知症の父の不動産を売却して入院費にあてたい。

**補助**

・成年後見人等が選任され本人を法的に支援します。

代理権

保佐

取消権



・高額な布団などを購入しても成年後見人等が取り消すことができます。

後見

**成年後見制度 (法定後見)**  
P7

**困っていること 3**



- 将来の、判断能力が低下したときに備えたい
- ・ひとり暮らしの老後を安心して過ごしたい。高齢者施設などに入所するための契約をしたり、入所費用を払ってもらいたい。

**任意後見契約締結**

**任意後見開始**

- ・任意後見監督人が選任されることにより任意後見が開始されます。
- ・自分で施設入所の契約ができない時は任意後見人が代わりに契約します。

**成年後見制度 (任意後見)**  
P7

# おも ない よう 主なサービスの内容 日常生活自立支援事業

## 福祉サービスの利用援助

役所からの通知が来たが、よくわからないなあ

一緒に手続きしましょう。

- ・さまざまな福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談。
- ・福祉サービスの利用における申込み、契約の手続き援助。
- ・入所、入院している施設や病院のサービスや利用に関する相談。
- ・福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続きの支援。

## 書類等の預かりサービス

どんなサービスがあるのかな？

通帳や印鑑はどこに置いたかなあ

安全な場所にお預かりします。

・希望される通帳や印鑑、証書などの書類をお預かりします。

※預かることができるもの(書類など)

- ・年金証書 ・預貯金通帳 ・証書(保険証書、不動産権利書、契約書など)
- ・実印 ・銀行印 ・その他適当と認めた書類など(カードを含む)

※預かることができないもの

- ・宝石 ・書画 ・骨董品 ・貴金属類など

## 日常的な金銭管理サービス

公共料金の支払いは大丈夫かなあ

市社協がお手伝いします。

- ・福祉サービスの利用料の支払い代行。
- ・病院への医療費の支払い手続き。
- ・年金や福祉手当の受領に必要な手続き。
- ・税金や社会保険料、電気、ガス、水道等の公共料金の支払い手続き。
- ・日用品購入の代金支払い手続き。
- ・預貯金の出し入れ、また預貯金の解約手続き。
- ・ご希望や状況に応じて、日常的な金銭管理サービスで取り扱う通帳、印鑑をお預かりすることができます。

## その他のサービス

訪問販売などひっかかってないか心配だな...

定期的にお伺いします。

- ・定期的に訪問し、福祉の情報を提供いたします。
- ・訪問販売、消費者被害等の犯罪防止。
- ・成年後見制度のご相談。

## 利用料

ご相談、訪問調査や支援計画の作成は無料です。契約締結後の援助については有料です。

サービス利用料

1時間まで **1,000円**  
(以後、30分毎に500円加算)

書類預かりサービス

1ヶ月当たり **500円**  
書類の出し入れ1回...750円

※生活保護受給世帯については免除されます。

# 事業実施手順

日常生活自立支援事業

## ① 相談

権利擁護支援センターまたは、お近くの地区センターへご相談ください。(P8参照)



## ② 訪問

専門員(社会福祉協議会職員)が訪問して、お話を伺います。



## ③ 支援計画作成

本人の希望などを確かめて、支援計画を作成します。



## ④ 契約締結審査会

支援計画をもとに、弁護士・精神科医等5名の委員で本人の判断能力、利用意思、支援計画の確認をします。



## ⑤ 契約締結

契約締結審査会にて可決された支援計画をもとに、社会福祉協議会と契約します。



## ⑥ 援助開始

支援計画の内容に基づき、生活支援員(社会福祉協議会職員)がお手伝いいたします。



# 成年後見制度とは

認知症高齢者や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が十分でない方に対し、法的に権限を与えられた後見人等が財産管理や身上配慮をおこない安心して生活ができるように本人を保護・支援する制度です。

## 「法定後見」

類型	ご本人の判断能力	援助者	援助者
後見	まったくない	成年後見人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親族、弁護士、司法書士、社会福祉士等、家庭裁判所により選任された人が支援します。</li> <li>・監督人が選任されることがあります。</li> </ul>
保佐	特に不十分	保佐人	
補助	不十分	補助人	
援助方法・種類	① 身上配慮義務 施設入所契約・医療契約・介護契約・費用の支払など ② 財産管理等の法律行為 ・預貯金の管理、払戻等(金融機関との取引全般) ・不動産その他重要な財産の処分、登記等、不動産売買、遺産分割など ※成年後見人等は、各類型に応じて、代理権(本人に代わって法律行為を行う権限)、同意権・取消権(成年後見人等の同意なしで行った本人の法律行為を取消す権限)が与えられます。		

<利用するには>

- 申立人 ① 申立(申立書、戸籍謄本、住民票、診断書等)
- 家庭裁判所 ② 家庭裁判所調査官の調査  
③ 鑑定(後見・保佐の場合)  
④ 後見人等の選任  
⑤ 後見開始等の審判 → 審判の確定
- 後見人等 ⑥ 後見人等の業務開始
- 本人 (財産目録、財産管理計画等の作成)



## 「任意後見」

・ご本人の判断能力が不十分になったときにそなえて、あらかじめ結んでおいた任意後見契約に従って任意後見人が本人を援助する制度です。公正証書で契約します。  
 ・家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その効力が生じます。